

# 主要国における公的年金税制の概要

(2024年1月現在)

			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
制度類型 <sup>(注1)</sup>			E E T	T E T	T E T	E E T	E E T
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1 / 2)	控除なし	全額控除	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	全額控除	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 <sup>(注2)</sup>	一部課税 <sup>(注3)</sup>	課税	一部課税 <sup>(注4)</sup>	一部課税 <sup>(注5)</sup>

(注1) TはTaxed (課税)、EはExempt (非課税) を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。「EET」は拠出・運用段階では非課税で、給付段階で課税が行われることを表し、「TET」は運用段階では非課税で、拠出・給付段階では課税が行われることを表す。

(注2) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注3) ①給付額の50%とその他の所得の合計額が、25,000ドル超34,000ドル以下の場合、②給付の50%、③25,000ドルを超える部分の50%、のうち少ない方の金額(※)が課税対象(単身者の場合)。

②給付額の50%とその他の所得の合計額が34,000ドル超の場合は、④給付の85%、⑤「34,000ドルを超える部分の85% + (※) で計算された額又は4,500ドルのうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象(単身者の場合)。

(注4) 受給が開始された年に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は受給が開始された年に応じて当該割合が50%から上昇(受給開始が2024年の納税者については84%。受給開始が2040年の納税者については100%となる予定。))。また、当該部分について、他の種類の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(年金受給者一人あたり最低控除額442ユーロ、世帯あたり控除限度額4,321ユーロ)が認められる。